

宿毛市建設工事共同企業体取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事ごとに結成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の基本的要件、結成の基準及びその他必要な事項について、その取扱を定めるものとする。

(共同企業体の運営形態等)

第2条 共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

- 2 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものでなければならない。
- 3 出資割合は、各構成員が共同企業体として施工する工事に関与する割合に応じて定め各構成員の施工能力を反映した適正なものでなければならない。

(共同企業体の目的)

第3条 共同企業体は、市内業者（市内に本社を有する業者をいう。以下同じ。）の受注機会の確保、大規模工事の確実な施工、技術の拡充強化、経験の増大及び危険の分散を図り工事の適正、円滑かつ確実に施工することを目的として、結成するものとする。

(対象工事)

第4条 共同企業体方式を活用する事が出来る工事は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める規模の工事とする。

- (1) 土木一式工事 工事費がおおむね3億円以上のもの
- (2) 建築一式工事 工事費がおおむね3億円以上のもの
- (3) 上記以外の工事 工事費がおおむね1億円以上のもの

ただし基準額以上でも、共同企業体によらず施工可能な事業はこの限りでない。

2 前項各号に掲げる規模の満たない工事であっても、工事の円滑かつ確実な施工に資すると認められるもの、その他特に必要と認められるものについては、共同企業体方式を活用できるものとする。

3 基準金額以上でも、市内業者で施行可能な事業はこの限りでない。

(構成員数)

第5条 共同企業体の構成員数は、原則として2又は3社とする。ただし、市長が技術力等の結集を要するため特に必要があると認めるときは、この限りでない

(構成)

第6条 共同企業体の構成は、第4条に定める工事で次の各号に掲げる構成員の区分に応じ結成する

ものとする。

(1) 市内業者のみによるもの

市内業者にあつては、当該工事に対応する許可業種のA等級、B等級（高知県指名競争入札参加資格）に格付け、登録されているもの

(2) 市外業者のみによるもの

前号及び次号の規定による共同企業体では施工が困難である特殊工事又は大規模工事で、工事の確実な施工及び危険の分散に資すると認められるもの

(3) 前2号に掲げるものを除くほか県外業者、県内業者（市内業者を除く県内に本社を有する業者をいう。以下同じ。）又は市内業者によるもの

施工が困難である特殊工事又は大規模工事で、県外業社、県内業者又は市内業者が共同することにより、工事の確実な施工が図られ、市内業者の技術力の向上に資すると認められるもの

(構成員の要件)

第7条 共同企業体の構成員は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 当該工事と同種又は類似の工事を施工した経験があること。ただし、市長が施工可能と認める場合はこの限りではない。
- (2) すべての構成員が当該工事に対する許可業種に関わる監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。
- (3) 公告を行った日から当該工事の入札の日までの間に市長から指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分の措置期間中でない者であること。
- (5) 構成員として競争入札に参加する者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により許可を受けた建設許可業者で本市の指名競争入札参加登録者名簿に登録された者であること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めること。

(共同企業体の要件)

第8条 共同企業体は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力、施工実績等を有する者とする。この場合において、代表構成員の出資比率は、構成員中最大とすること。
- (2) 構成員のうち最小の出資比率は、次に掲げる共同企業体の構成員数の区分に応じ、それぞれに掲げる割合以上とすること。

| | |
|-----------|-----|
| ア 2社の場合 | 30% |
| イ 3社以上の場合 | 10% |
- (3) 代表構成員及び構成員は、当該工事に係る申請において、同時に2社以上の共同企業体の構成員になれないこと。

(4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めること。

(入札参加手続)

第9条 当該工事の入札に参加しようとする者は、前条の規定の趣旨に基づきあらかじめ公告された構成員等の要件を満たす共同企業体を自主結成し、公告に定められた手続により申請するものとする。

2 第1項の申請は、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（第1号様式）に特定建設工事共同企業体協定書甲（第2号様式）その他申請に必要な書類を添えて提出するものとする。

(構成の選定)

第10条 共同企業体の構成の選定は、宿毛市建設工事等指名選定委員会の選考に基づき行うものとする。

(入札方法)

第11条 共同企業体による入札方法は、一般競争入札によるものとする。

(通知等)

第12条 共同企業体に対する行為は、すべて当該企業体の代表者を相手方とするものとする。

2 前項の規定により代表者へ通知した事項は、他の構成員にも通知したものとみなす。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年 8月 1日から施行する。

この要領は、平成21年 7月 8日から施行する。

この要領は、令和 2年11月 4日から施行する。